

代用有価証券等の掛目の変更に伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乗すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、「業務方法書の取扱い」、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」、「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い」、「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」及び「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

（備考）

○ 時価に乗すべき率の見直し

1. 証券取引等清算業務において代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。
2. CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務において代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

- ・業務方法書の取扱い 別表第1
- ・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表4
- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 別表第1
- ・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表3
- ・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
- ・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第24条第5項

III. 施行日

上記II. 1. 記載の改正規則については令和8年6月22日、上記II. 2. 記載の改正規則については令和8年6月1日から施行する。

以上

「業務方法書の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱い
2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
4. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
5. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い
6. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い
7. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧				
<p>別表第1</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>			<p>別表第1</p> <p>代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>				
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率		
<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの</p>	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの</p>	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)		
		a 残存期間1年以内のもの			100分の99	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
		b 残存期間1年超5年以内のもの			100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
		c 残存期間5年超10年以内のもの			100分の98	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
		d 残存期間10年超20年以内のもの			100分の95	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の95
		e 残存期間20年超30年以内のもの			100分の93	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の93
		f 残存期間30年超のもの			100分の92	f 残存期間30年超のもの	100分の92
		(2) 変動利付国債				(2) 変動利付国債	
		a 残存期間1年以内のもの			100分の99	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
		b 残存期間1年超5年以内のもの			100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
		c 残存期間5年超10年以内のもの			100分の99	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の99
		d 残存期間10年超20年以内のもの			100分の99	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99
<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p>	(3) 物価連動国債	<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p>	(3) 物価連動国債		
		a 残存期間1年以内のもの			100分の99	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
		b 残存期間1年超5年以内のもの			100分の98	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
		c 残存期間5年超10年以内のもの			100分の97	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の97
		d 残存期間10年超20年以内のもの			100分の97	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の97
		e 残存期間20年超30年以内のもの			100分の97	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の97
		f 残存期間30年超のもの			100分の97	f 残存期間30年超のもの	100分の97
		(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債				(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	
		a 残存期間1年以内のもの			100分の99	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
		b 残存期間1年超5年以内のもの			100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
		c 残存期間5年超10年以内のもの			100分の98	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
		d 残存期間10年超20年以内のもの			100分の94	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の94
e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の90	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の91				
f 残存期間30年超のもの	100分の87	f 残存期間30年超のもの	100分の87				

(略)		
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の82</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の85</u>
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の85</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場

(略)		
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の83</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の86</u>
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の86</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が 発表されていない ものうち国内の 金融商品取引所に おける最 終価格 (注2)	金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証 債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を除く。)(注 3)(注4)	売買参考統計値が 発表されていない ものうち国内の 金融商品取引所に おける最 終価格 (注2)	金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年6月22日から施行する。

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が 発表されていない ものうち国内の 金融商品取引所に おける最 終価格 (注2)	金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証 債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を除く。)(注 3)(注4)	売買参考統計値が 発表されていない ものうち国内の 金融商品取引所に おける最 終価格 (注2)	金融商品 取引所 (注1)に おける最 終価格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新		旧		
別表4 代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表 第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。		別表4 代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表 第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。		
有価証券等の種類	時価に乘すべき率	有価証券等の種類	時価に乘すべき率	
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
	a 残存期間1年以内のもの	a 残存期間1年以内のもの	a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
		100分の98		100分の98
	d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの	
		100分の95		100分の95
	e 残存期間20年超30年以内のもの		e 残存期間20年超30年以内のもの	
		100分の93		100分の93
	f 残存期間30年超のもの		f 残存期間30年超のもの	
		100分の92		100分の92
	(2) 変動利付国債	(2) 変動利付国債	(2) 変動利付国債	(2) 変動利付国債
	a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの	
		100分の99		100分の99
	(3) 物価連動国債	(3) 物価連動国債	(3) 物価連動国債	(3) 物価連動国債
	a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
	100分の99		100分の99	
b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの		
	<u>100分の98</u>		<u>100分の99</u>	
c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの		
	100分の97		100分の97	
d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの		
	100分の97		100分の97	
e 残存期間20年超30年以内のもの		e 残存期間20年超30年以内のもの		
	100分の97		100分の97	
f 残存期間30年超のもの		f 残存期間30年超のもの		
	100分の97		100分の97	
(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	
a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの		
	100分の99		100分の99	
b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの		
	100分の99		100分の99	
c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの		
	100分の98		100分の98	
d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの		
	100分の94		100分の94	
e 残存期間20年超30年以内のもの		e 残存期間20年超30年以内のもの		
	<u>100分の90</u>		<u>100分の91</u>	
f 残存期間30年超のもの		f 残存期間30年超のもの		
	100分の87		100分の87	

(略)		
外国国債証券	(略)	
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の85 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83

(略)		
外国国債証券	(略)	
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83

地方債証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)	

地方債証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)	

付 則

この改正規定は、令和8年6月22日から施行する。

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧			
別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表第1 充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及びび率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及びび率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
		a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
		100分の99				100分の99
		b 残存期間1年超5年以内のもの				b 残存期間1年超5年以内のもの
		100分の99				100分の99
		c 残存期間5年超10年以内のもの				c 残存期間5年超10年以内のもの
		100分の98				100分の98
		d 残存期間10年超20年以内のもの				d 残存期間10年超20年以内のもの
		100分の95				100分の95
		e 残存期間20年超30年以内のもの				e 残存期間20年超30年以内のもの
		100分の93				100分の93
		f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
100分の92	100分の92					
(2) 変動利付国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債		
a 残存期間1年以内のもの					a 残存期間1年以内のもの	
100分の99					100分の99	
b 残存期間1年超5年以内のもの					b 残存期間1年超5年以内のもの	
100分の99					100分の99	
c 残存期間5年超10年以内のもの					c 残存期間5年超10年以内のもの	
100分の99					100分の99	
d 残存期間10年超20年以内のもの					d 残存期間10年超20年以内のもの	
100分の99					100分の99	
e 残存期間20年超30年以内のもの					e 残存期間20年超30年以内のもの	
100分の97					100分の97	
f 残存期間30年超のもの					f 残存期間30年超のもの	
100分の97	100分の97					
(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債		
a 残存期間1年以内のもの					a 残存期間1年以内のもの	
100分の99					100分の99	
b 残存期間1年超5年以内のもの					b 残存期間1年超5年以内のもの	
100分の99					100分の99	
c 残存期間5年超10年以内のもの					c 残存期間5年超10年以内のもの	
100分の98					100分の98	
d 残存期間10年超20年以内のもの					d 残存期間10年超20年以内のもの	
100分の94					100分の94	
e 残存期間20年超30年以内のもの					e 残存期間20年超30年以内のもの	
100分の90					100分の90	
f 残存期間30年超のもの					f 残存期間30年超のもの	
100分の87	100分の87					

(略)		
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の82</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の85</u>
		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の85</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83

(略)		
外国国債証券	(略)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の83</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場
		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの <u>100分の86</u>
		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の86</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年6月22日から施行する。

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		
1 (略)			1 (略)		
2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券(物価連動国債)にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
		a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
	100分の98	100分の98			
	d 残存期間10年超20年以内のもの	d 残存期間10年超20年以内のもの			
	100分の95	100分の95			
	e 残存期間20年超30年以内のもの	e 残存期間20年超30年以内のもの			
	100分の93	100分の93			
	f 残存期間30年超のもの	f 残存期間30年超のもの			
100分の92	100分の92				
国債証券(物価連動国債)にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(2) 変動利付国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(2) 変動利付国債	
		a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
100分の99	100分の99				
d 残存期間10年超20年以内のもの	d 残存期間10年超20年以内のもの				
100分の99	100分の99				
国債証券(物価連動国債)にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債	
		a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の98		100分の99	
		c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
100分の97	100分の97				
d 残存期間10年超20年以内のもの	d 残存期間10年超20年以内のもの				
100分の97	100分の97				
e 残存期間20年超30年以内のもの	e 残存期間20年超30年以内のもの				
100分の97	100分の97				
f 残存期間30年超のもの	f 残存期間30年超のもの				
100分の97	100分の97				
国債証券(物価連動国債)にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	
		a 残存期間1年以内のもの		a 残存期間1年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの	
		100分の99		100分の99	
		c 残存期間5年超10年以内のもの		c 残存期間5年超10年以内のもの	
100分の98	100分の98				
d 残存期間10年超20年以内のもの	d 残存期間10年超20年以内のもの				
100分の94	100分の94				
e 残存期間20年超30年以内のもの	e 残存期間20年超30年以内のもの				
100分の90	100分の91				
f 残存期間30年超のもの	f 残存期間30年超のもの				
100分の87	100分の87				

(略)			
地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)(注5)	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年6月22日から施行する。

(略)			
地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特殊債券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)(注5)	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表			別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表		
代用有価証券の代用価格等に関する表			代用有価証券の代用価格等に関する表		
代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乗すべき率（注2）	代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乗すべき率（注2）
国債証券	日本証券業協会が考査する 売買取参考統計値のうちの平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99	日本証券業協会が考査する 売買取参考統計値のうちの平均値	国債証券	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99
		売買取参考統計値が発表されないものうち国内金融商品取引所において上場されているもの			金融商品取引所（注3）における最終価格（注4）
(略)			(略)		
(注) 1.～4. (略)			(注) 1.～4. (略)		
付 則					
この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。					

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表</p> <p>代用有価証券の代用価格等に関する表</p>			<p>別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表</p> <p>代用有価証券の代用価格等に関する表</p>		
代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乘すべき率（注2）	代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乘すべき率（注2）
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもののうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の98$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の95$ e 残存期間20年超30年以内のもの $100分の93$ f 残存期間30年超のもの $100分の92$	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもののうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の98$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の95$ e 残存期間20年超30年以内のもの $100分の93$ f 残存期間30年超のもの $100分の92$
		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の99$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の99$			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の99$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の99$
(略)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の98$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の94$ e 残存期間20年超30年以内のもの $100分の90$ f 残存期間30年超のもの $100分の87$	(略)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの $100分の99$ b 残存期間1年超5年以内のもの $100分の99$ c 残存期間5年超10年以内のもの $100分の98$ d 残存期間10年超20年以内のもの $100分の94$ e 残存期間20年超30年以内のもの $100分の91$ f 残存期間30年超のもの $100分の87$
		(注) 1.～4. (略)			(注) 1.～4. (略)
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。</p>					

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用国債証券の取扱い)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a (略)</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>c～f (略)</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の90</u></p> <p>f (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(代用国債証券の取扱い)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a (略)</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u></p> <p>c～f (略)</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の91</u></p> <p>f (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。</p>	